

# 第5章 ユニセフ日本型C F C I 実践自治体

# 1. ユニセフ日本型CFCI実践自治体とは

CFCIとは、「Child Friendly Cities Initiative」の略で、「子どもにやさしいまちづくり事業」のことです。

国連の「子どもの権利条約」に明記されている、こどもの権利を実現することに、積極的に取り組むまちを増やすため、ユニセフが平成8（1996）年から世界各国で取り組んでいます。

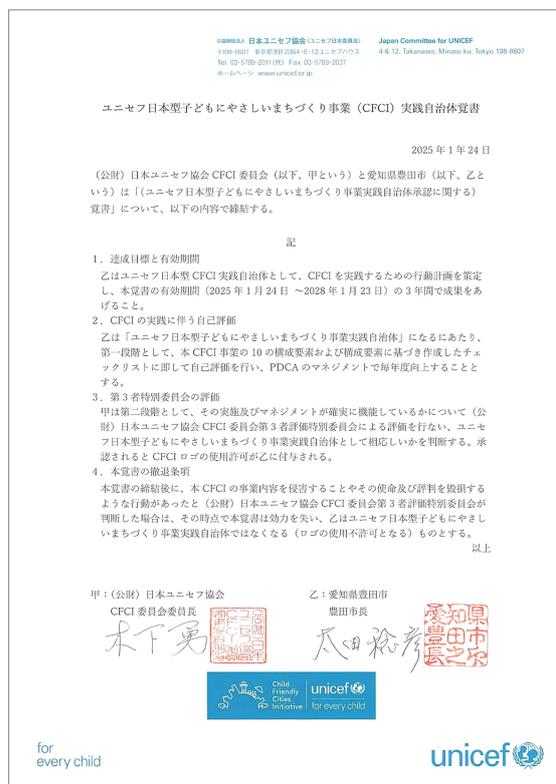
令和6（2024）年12月時点で約40か国、3,000以上の自治体（又はコミュニティ）で展開されており、日本では、東京都町田市、奈良県奈良市、宮城県<sup>とみや</sup>富谷市、北海道<sup>あびら</sup>安平町、北海道ニセコ町に続き、令和7（2025）年1月に、豊田市が全国6番目、中部地方初のユニセフ日本型CFCI実践自治体に承認されました。



ユニセフ日本型CFCI実践自治体  
(令和7（2025）年1月時点)



承認セレモニーの様子



実践自治体覚書

## 2. 今後の取組

ユニセフが定めるこどもにやさしいまちの国際的な基準をもとに、チェックリストを作成し、豊田市の取組状況（できていること・できていないこと）を分析・評価します。できていないことは重点的に取り組み、できていることはさらに高い目標を立てて取り組んでいきます。

## 3. ユニセフ日本型CFCIチェックリストの設定

チェックリストは、全ての自治体に共通する9つの構成要素と、各自治体で独自に設定する1つの構成要素で構成されます。これらの項目に沿って、豊田市の目標を決め、どこまで達成できたかを確認していきます。

豊田市は、独自の構成要素を「市民団体等と連携した居場所づくり」にしました。こどもにやさしいまちづくりの実現を目指し、豊田市の庁内各部署だけでなく、市民団体、企業・事業所など市内の多様な機関と連携して、こどもが自分らしくいられる居場所づくりを推進していきます。

1	子どもの参画	自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること 意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること
2	子どもにやさしい法的枠組み	すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組み及び手続きを確保すること
3	子どもの権利を保障する施策	子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条約に基づいて策定すること
4	子どもの権利部門または調整機構	子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を自治体の中で発展させていくこと
5	子どもへの影響評価	条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中及び実施後に評価するためのプロセスを確保すること
6	子どもに関する予算	子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること
7	子どもの報告書の定期発行	子どもたち及び子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること
8	子どもの権利の広報	大人及び子どもの間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること
9	子どものための独立したアドボカシー活動	子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関（子どもオンブズマンや子どもコミッショナー）の設置を進めること
10	市民団体等と連携した居場所づくり	※豊田市独自の項目

